

重要事項説明書

1. 事業所の概要

| | |
|---------|--|
| 名称・法人種別 | 社会福祉法人ルミエール |
| 理事長 | 藤岡 裕子 |
| 所在地・連絡先 | 〒779-0104 徳島県板野郡板野町吹田字西山 68 番地 10 電話番号 (088) 672-5577 FAX 番号 (088) 672-5611 |

| | |
|---------|--|
| 事業所名 | 穂波園指定居宅介護支援事業所 |
| 所在地・連絡先 | 〒779-0104 徳島県板野郡板野町吹田字西山 68 番地 10 電話番号 (088) 637-5156 FAX 番号 (088) 672-0924 |
| 事業者指定番号 | 3671500084 |
| 管理者 | 山本 智美 |
| グループ内事業 | 介護保険事業 穂波園指定介護老人福祉施設・穂波園指定短期入所生活介護事業所 穂波園指定通所介護事業所・穂波園指定訪問介護事業所 穂波園指定居宅介護支援事業所 介護保険外の事業 板野町高齢者在宅生活支援事業所 |

2. 事業の職員体制等

| 職 種 | 人 員 |
|---------|---------------|
| 管 理 者 | 1名(介護支援専門員兼務) |
| 介護支援専門員 | 常勤 2名以上 |

3. 営業日及び営業時間

| 区 分 | 月 曜 日 ~ 土 曜 日 | 日 曜 日 |
|---------|------------------|-------|
| 営 業 時 間 | 8時30分 から 17時30分迄 | 休 日 |

※但し、24時間常時電話連絡可能です。

※年末年始(12月31日から1月3日)は休日となります。

4. サービス方針

(1) 要介護状態となった場合においても、利用者やその家族の心身の状況や環境等に応じて、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう配慮した介護計画の作成を行います。また、利用者等の選択に基づいて、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう複数の事業所の紹介を行うと共に、求めに応じて介護計画に位置付けた理由について説明を行います。

(2) 病院等への入院に際し、必要な情報の提供及び当該医療機関とのより一層の効率的かつ効果的な連携を促進するため、入院時において、利用者若しくは契約者から当該医療機関に対して、担当介護支援専門員の名前等の提供について依頼するものとします。また、施設や

病院からの退所・退院に際しては、当該施設の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を求めるとともに適切な介護計画の作成を行います。独居高齢者や認知症高齢者においては、安心して在宅生活を続けることができるよう配慮した介護計画の作成を行います。

(3) 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類、特定のサービス事業所に不当に偏することのないよう公正中立に行います。公正中立なケアマネジメントの確保を図る為、前6か月に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与（以下訪問介護等という）の利用割合、また、訪問介護等同一事業所によって提供されたものの割合を、別紙2により利用者家族に説明を行います。

(4) 利用者の権利擁護、虐待防止のため、必要な整備の体制を行うとともに、職員等に対し、研修を実施するなどの措置を講じます。

(5) 事業の運営に当たり、市町村・老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努めます。

5. 通常の事業実施地域

原則として板野郡板野町とします。ただし、住所移転や災害等によって緊急的に対応しなければならない事情がある場合は、この限りではありません。

6. 身分証携帯義務

介護支援専門員は、常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

7. 居宅介護支援の提供方法

(1) その他の提供にあたっては、別紙3のとおりとさせていただきます。

(2) 居宅支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認します。被保険者の住所変更等があった場合には速やかに当事業所にお知らせください。

(3) 利用者が、要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前に行われるよう、必要な援助を行うものとします。

8. 利用料及びその他の費用

(1) 居宅介護支援については、法定代理受領以外の利用料を除き、利用者の方の負担はありません。

(2) 介護支援専門員が通常のサービス地域を超える地域に訪問、出張する必要がある場合には、本会の旅費規定に基づき、その旅費（実費）の支払いが必要となることがあります。なお、自動車を利用した場合の交通費は1km 40円とし、走行距離に乗じるものとします。

9. 事故発生時の対応について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10. 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

| | | |
|-------|------|----------------|
| 管 理 者 | 山本智美 | (088) 637-5156 |
|-------|------|----------------|

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図っていきます。

(3) 虐待防止のための指針を整備しています。

(4) 介護支援専門員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に、当該事業所介護支援専門員、または擁護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村へ通報します。

11. 身体的拘束等の防止措置

事業者は、利用者に対する身体的拘束、その他行動を制限する行為を行わないものとします。ただし、利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合には、身体等の拘束を行います。この場合、検討事項について、定められた手続きに沿って、身体拘束の目的、理由、内容、拘束の時間、時間帯、期間を明らかにし、経過記録等を整備するものとします。また、これらの項目に対し、利用者をはじめ、関係者等に迅速かつ正確に文書による説明を行います。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる)を設置し、3か月に1回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図っていきます。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しています。

(3) 介護支援専門員に対して、身体的拘束を防止するための定期的な研修を実施しています。

12. 業務継続計画の策定について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底しています。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

(3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的
に実施しています。

14. ハラスメント対策の強化

事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員等の就業環境が害されることを防止するための指針の明確化等の必要な措置を講じます。

15. 相談窓口・苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については次の窓口で対応いたします。

| | | | |
|---------|-----------|----------------|-------|
| 穂波園相談窓口 | 電 話 番 号 | (088) 637-5156 | |
| | F A X 番 号 | (088) 672-0924 | |
| | 総 括 | 苦情解決責任者 | 山本 智美 |
| | 総 括 補 佐 | 苦情解決副責任者 | 上原 雅美 |
| | 対 応 時 間 | 8時30分から17時30分迄 | |

(2) 社会福祉法人ルミエール 苦情解決第三者委員

| | | |
|--------|---------|----------------|
| 林 祐次郎 | 電 話 番 号 | (088) 672-0488 |
| 連 記 富子 | 電 話 番 号 | 090-1328-4974 |

(3) 公的機関においても苦情申出等ができます。

| | | |
|----------------------------------|-----------|----------------------|
| 板野町役場 福祉保健課 | 所 在 地 | 板野郡板野町吹田字町南22 |
| | 電 話 番 号 | (088)672-5986 |
| | F A X 番 号 | (088)672-2533 |
| | 対 応 時 間 | 8時30分から17時15分迄 |
| 徳島県国民健康 保険団体連合会 (国保連) | 所 在 地 | 徳島県徳島市川内町平石若松78番地1 |
| | 電 話 番 号 | (088)665-7205 |
| | F A X 番 号 | (088)666-0228 |
| | 対 応 時 間 | 8時30分から17時00分迄 |
| 徳島県運営適正化 委員会(徳島県社会 福祉協議会内) | 所在地 | 徳島市中昭和町1-2 総合福祉センター内 |
| | 電話番号 | 電話 (088)611-9988 |
| | F A X 番 号 | F A X (088)611-9995 |
| | 対 応 時 間 | 8時30分から17時15分迄 |